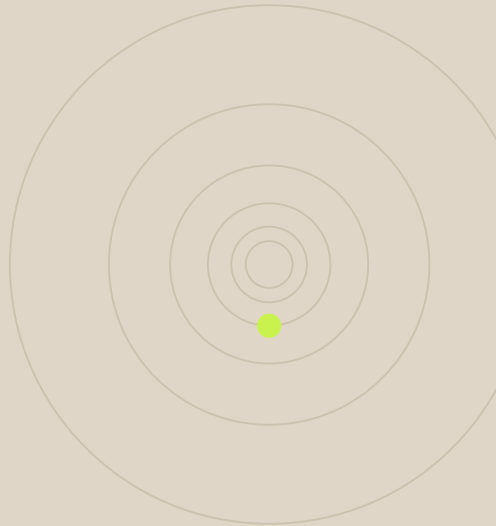




agna 紹介代理店規約

施行日：2026年7月8日

株式会社YesAnd（決済サービス「agna」）

agna 紹介代理店規約

施行日：2026年7月8日

本規約は、株式会社YesAnd（以下「当社」といいます）が提供する決済サービス「agna」その他の物品・サービスについての契約希望者を、当社の代理店として当社に紹介斡旋する者（以下「代理店」といいます）と当社との権利義務関係を定めるものです。

第1条（定義）

- (1) 取扱サービス: 当社が提供している決済サービス「agna」その他の各種物品・サービスをいいます（当社が物品・サービスの提供元の紹介代理店となっている場合の当該物品・サービスを含みます）。
- (2) 提供事業者: 取扱サービスの提供元として当社と契約を締結している事業者をいいます。
- (3) 契約希望者:
取扱サービスについて当社との契約締結を希望する者（加盟店となろうとする者を含みます）をいいます。
- (4) 契約者: 当社または提供事業者と取扱サービスに関して契約を締結した者をいいます。
- (5) 取扱条件: 代理店となろうとする者の申込に対する承諾として当社が代理店に提示する、本規約に基づく紹介斡旋業務の対象となる取扱サービス、紹介斡旋業務の内容、報酬の条件、代理店が契約希望者に説明できる価格の範囲などを記載した条件をいい、当社は代理店管理画面への表示または電子メールにより提示します。取扱条件は本規約と一体の効力を持つものとします。

第2条（代理店の業務）

1. 代理店は、以下の各号の業務の全部または一部のうち、取扱条件で定める業務を行うものとします。
 - (1) 契約希望者を探知し、当社に紹介斡旋する業務
 - (2) 当社または提供事業者と契約希望者との契約締結にあたって必要な業務
 - (3) 当社が、代理店の紹介斡旋によって契約者となった者に対してする監督、改善指導について、当社の求めに応じて契約者に必要な事項を通知伝達するなど、円滑に実行できるよう支援する業務
 - (4) その他、当社または提供事業者と契約希望者との契約を維持・継続させるために必要として当社が指定する業務
2. 当社は、取扱条件で定める以外の業務を代理店に委託するものではなく、代理店がこれらの業務を行う場合であっても当社は一切これに関与するものではなく、何ら責任を負いません。

第3条（契約希望者の要件）

当社は、代理店が当社に紹介斡旋する契約希望者の要件を取扱条件で定めることができるものとします。

第4条（取扱サービスおよび取引条件）

1. 代理店は、当社が取扱条件で特定する取扱サービスについて、当社に契約希望者を紹介斡旋することができます。
2. 代理店は、契約希望者に対して、当社または提供事業者との間の契約にあたっての取引条件を、取扱条件に定める範囲内で説明することができるものとします。

第5条（紹介業務）

1. 代理店は、第2条第1号から第2号に定める業務として、以下に定める事項を行うものとします。ただし、あらかじめ当社が承諾することにより以下の各号の一部を省略することができるものとします。
 - (1) 契約希望者に対する取扱サービスの内容の説明
 - (2) 当社または提供事業者との契約に必要な書類またはインターネットを介して当社に対して申込を行うための手段（当社が代理店に発行する紹介用URLを含みます）の契約希望者への提供
 - (3) 契約希望者から当社または提供事業者へ提出することが必要な書類の受領、当社または提供事業者への取次
2. 代理店は、前項各号の業務によって契約希望者の紹介斡旋を行った場合、当該代理店が紹介斡旋した契約希望者を当社において特定できる事項を、当社所定の方法（代理店管理画面の紹介用URLを経由した申込、または書面・電子メール・チャットによる通知）により当社が把握できるようにしなければ、当該代理店の紹介斡旋とはみなされません。紹介用URLを経由した申込は、前段の通知があったものとみなします。
3. 代理店が前項の措置を怠った場合における不利益は代理店が負担するものとします。

第6条（契約希望者との契約締結）

1. 代理店により紹介斡旋された契約希望者と、当社または提供事業者との契約締結の可否は、当社または提供事業者が判断するものとします。
2. 前項において、当社または提供事業者が契約締結を可と判断した場合、契約締結にあたっての取引条件は、当社または提供事業者が任意に決定できるものとします。
3. 当社または提供事業者は、前項の契約希望者と契約締結に至らなくても、代理店および契約希望者にその理由を説明する義務を負わないものとします。

第7条（報酬等）

1. 当社は、代理店の紹介斡旋により当社または提供事業者と契約希望者で契約が成立した場合、代理店に対し取扱条件で定めるとおりの条件で報酬を支払うものとします。なお、代理店報酬は、紹介斡旋したサイト等のみに基づいて算定されるものとします。ただし、当社または提供事業者と代理店の紹介斡旋による契約希望者との取引条件が、取扱条件で定める報酬の支払条件に満たない場合はこの限りではありません。
2. 代理店報酬は、1ヶ月間の代理店報酬の合計金額が1,000円以上（1円未満切捨て）の場合に発生するものとします。報酬の支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に支払うものとします。
3. 代理店が法人ではなく個人である場合、本条の代理店報酬は外交員報酬に該当するため、当月の支払報酬額が120,000円を超える場合、所得税法に基づき当社が源泉徴収を行います。

第8条（代理店の責任）

1. 代理店は、善良なる管理者の注意をもって本規約に定める業務を行わなければなりません。
2. 代理店は、当社の求めがあったときには本規約の業務状況について当社に報告するものとします。
3. 代理店は、自己が紹介斡旋した契約希望者および自己の紹介斡旋によって契約者となった者について、当社に損害を与えるおそれがある事由が発生したことを知ったときは、速やかに当社に報告するものとします。

第9条（禁止事項）

代理店は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- (1) 契約者に対して他社の競合する物品・サービスに契約を乗り換えるよう誘引する行為

- (2) 他社の競合する物品・サービスと比較して取扱サービスを不利益に取扱う行為
- (3) 既に当社と契約をしている契約者に対して、自らを経由して当社と再び契約するよう誘引する行為
- (4) 当社が提供事業者の代理店となっている物品・サービスについて自己を提供事業者の直接の代理店であると誤解を与える行為
- (5) 契約希望者へ当社、提供事業者または取扱サービスを説明するにあたって虚偽・誇大な事実を告げる行為
- (6) 当社、提供事業者または取扱サービスの信頼性を著しく損なうような行為
- (7) その他当社または提供事業者が不適当と判断する行為

第10条（地位の譲渡禁止）

当社および代理店は、本規約に基づく権利義務および契約上の地位の全部または一部を相手方の事前の承諾なしに第三者に譲渡または担保に供してはならないものとします。

第11条（再委託の禁止）

代理店は、当社の事前の承諾なしに当社から委託を受けた本規約に基づく業務を第三者に委託または請け負わせてはならないものとします。

第12条（商号等の使用）

代理店は、当社または提供事業者の商号、商標、ロゴ等を、本規約に基づく契約の有効期間中、当社または提供事業者が事前に定める方法および範囲に従って使用することができます。

第13条（知的財産権）

代理店は、本規約および取扱条件で特に定める場合を除き、本規約によって当社および提供事業者から特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権に関するいかなる許諾、承諾も与えられるものではありません。

第14条（機密保持義務、個人情報の取扱）

1. 当社および代理店は、以下の各号のいずれかに該当する情報を除き、本規約に基づき知り得た相手方、契約希望者、提供事業者の営業上、技術上の一切の情報を、第三者に開示し、または本規約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。ただし、法令により開示を求められた場合、または裁判所・警察等の公的機関、もしくは弁護士会から法律に基づく正式な照会を受けた場合にはこの限りではありません。
 - (1) 情報を取得した時点で、既に公知であった情報
 - (2) 情報を取得した時点で、既に正当に保有していた情報
 - (3) 情報を取得した後、自己の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく取得した情報
 - (5) 本規約に基づき知り得た機密情報を利用せず独自に開発した事項に関する情報
2. 代理店が、契約希望者に対して本規約の履行に必要な範囲で前項の情報を開示する場合、当該契約希望者は前項の第三者にはあたらないものとします。
3. 当社および代理店は、相手方より請求がある場合または本規約に基づく契約の終了の際には、相手方の指示に従い相手方より開示を受けた機密情報のすべておよびその複製物を直ちに返却または破棄するものとします。

4. 当社および代理店は、本契約が終了した際には、新たに相手方から機密情報の開示を受けない限り一切の機密情報を保持しないものとします。
5. 当社および代理店は、個人情報の保護に関する法律および関連するガイドラインに従い、利用目的を通知するなど、個人情報保護のための適切な措置をとらなければならないものとします。

第15条（届出義務）

1. 代理店は、当社または提供事業者へ届け出ている商号・代表者・所在地・電話番号・金融機関口座、その他代理店申込時に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに代理店管理画面の変更申請または当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠ったことによる不利益は代理店が負うものとします。

第16条（契約期間）

1. 本規約に基づく契約の有効期間は、当社が代理店登録の申込を承諾し取扱条件を提示した日より1年とし、当社または代理店が期間満了の1ヶ月前までに当社所定の方法により解約を申し出ないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとします。
2. 取扱条件で定める取扱サービスについて、代理店が本契約で定める業務として契約希望者を紹介斡旋できる期間は前項で定める期間に準じます。
3. 前項にかかわらず、特定の取扱サービスについて、提供事業者と当社との契約が終了、または提供事業者による当該取扱サービスの提供が終了した場合は、本規約に基づく契約も当該取扱サービスに関する範囲で当然に終了するものとします。
4. 第1項の有効期間にかかわらず、当社または代理店は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方に対し当社所定の方法（代理店管理画面、電子メールまたは書面）による解約の通知を行うことにより、本規約に基づく契約を解約することができるものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および代理店は、相手方に対し、自己および自己の役員等が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (6) 社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人
 - (8) その他前各号に準ずる者
2. 当社および代理店は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社および代理店は、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引の全部又は一部を停止し、又は相手方との契約の全部又は一部を解約することができるものとします。なお、当社および代理店は、かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、相手方に対して何ら説明し又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解約に起因し又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認します。
4. 当社および代理店は、自己（自己の役員等を含む）が第1項又は第2項の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、相手方に生じたその損害を賠償する義務を負うことを確約します。

第18条（契約の解除）

1. 当社および代理店は、相手方が本規約に違反し、相当期間を定めて催告したが改善がなされなかったときその他、下記の事項のいずれか一つに該当する場合、直ちに本規約に基づく契約の全部または一部を解除できるものとします。
- (1) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、およびその他支払停止となったとき
 - (2) 裁判所により差押、仮差押、仮処分等の強制執行の命令が発せられたときまたは抵当権等の担保権の実行を受けたとき
 - (3) 破産・民事再生・特別清算の申立てを受けたとき、またはこれらの申立てを自らしたとき
 - (4) 第1号から第3号に準ずる信用状態の重大な変化が生じたと認められるとき
 - (5) 背信行為その他本契約を継続し難い重大な事由が認められるとき
2. 本条に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第19条（損害賠償）

当社および代理店は、相手方が本規約の定めに従ったときは、相手方に対してその違反状態の解消を求めることができる他、相手方の故意、過失に基づく損害を被った場合は、その違反と相当因果関係の認められる範囲の損害の賠償を相手方に対して請求することができます。ただし、特別の事情によって生じた損害については、予見することの可能性に関わらずこの限りではありません。

第20条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約を変更する必要がある場合、本規約変更予定日の1ヶ月前までに代理店に対して変更内容の通知または新規約を提示します。ただし、法令等の制定、変更、廃止などやむを得ない事情がある場合には、当社は予告期間を短縮できるものとします。
2. 代理店が本規約変更予定日の5営業日前までに次項に定める措置をとらなかった場合、代理店は新規約を承認したものとし、以後、新規約が適用されます。
3. 第18条の規定にかかわらず、代理店が本規約変更予定日の5営業日前までに異議を申し出、解約の意思表示をした場合には、当社はその5営業日後までに解約の手続きを行うものとします。

第21条（協議事項）

本規約に定めのない事項については、信義に従い誠意をもって協議することにより解決するよう努めるものとします。

第22条（準拠法）

本規約の解釈および適用は日本法によるものとします。

第23条（合意管轄裁判所）

本規約に関する一切の紛争については、日本国に専属的な国際的裁判管轄を認め、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

附則

本規約は2026年7月8日より施行します。